

## 函館市インクルージョン未来アンバサダー設置要綱

### (目的)

第1条 函館市（以下「市」という。）において、全ての人が社会的孤立や排除されることなく、互いに成長し能力を活かし多様性を力に変えられるインクルージョンを実現するまちを目指すことを目的に、函館市インクルージョン未来アンバサダー（以下「アンバサダー」という。）を置く。

### (アンバサダーの選任)

第2条 アンバサダーは、市にゆかりのある著名人などで、目的に賛同する者から、市長が選定し委嘱する。

### (任期)

第3条 アンバサダーの任期は、3年以内とする。ただし、再任を妨げない。

### (活動)

第4条 アンバサダーは、市が実施するインクルージョン関連イベントへの参加を通じてインクルージョン理念の普及や、機運の醸成を目指す市のPRに協力する。

### (アンバサダーの名刺等)

第5条 市は、アンバサダーの活動を支援するため、名刺等を作成しアンバサダーに支給するものとする。

### (解嘱)

第6条 次の各号に掲げるいずれかに該当する場合は、第3条の規定にかかわらずアンバサダーを解嘱することができる。

- (1) アンバサダーから辞退の申し出があったとき。
- (2) その他、市長が特別な理由があると認めたとき。

### (庶務)

第7条 アンバサダーに関する事務は、函館市市民部市民・男女共同参画課において処理する。

### 附 則

この要綱は、令和6年11月11日から施行する。